

## 主要施策4 子育て当事者の不安解消のための施策

### 重点施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減等

#### 【個別施策】

- (1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
- (2) 高等教育費の負担軽減
- (3) 医療費等の負担軽減
- (4) 子育てに配慮した住宅施策

#### (1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

①	<b>児童手当</b>
<p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校生年代までの児童を養育している父母その他の保護者に児童手当を支給します。</p>	
②	<b>幼児教育・保育の無償化</b>
<p>子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的に、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担します。</p> <p>また、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。</p>	
③	<b>幼児教育・保育の無償化の円滑な実施</b>
<p>幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保を図るため、県ホームページや「子育て支援情報サービスかながわ」を活用し、無償化の対象となる施設の公示状況や監査状況等の情報共有を行います。</p>	
④	<b>私立幼稚園利用時の支援</b>
<p>幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に費用の一部を補助します。</p>	

⑤	<b>私立高等学校等就学支援【再掲】</b>
<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込む社会をつくるため、私立高等学校等に通学する生徒のいる年収 910 万円未満の世帯を対象に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより教育費負担の軽減を図ります。</p>	
⑥	<b>私立高校生等奨学給付金【再掲】</b>
<p>全ての意志ある生徒（私立高校生等）が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 0 円（非課税）の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。</p>	
⑦	<b>私立高等学校や私立専修学校高等課程への補助【再掲】</b>
<p>子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望と適性に応じた教育を等しく受けられる環境の整備や、地元で学べる環境づくりと県内私学の振興・公私間格差の是正を目的として、県内の私立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）又は私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。</p>	
⑧	<b>私立学校生徒学費緊急支援補助金【再掲】</b>
<p>私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）に通う生徒・児童の保護者の失職、倒産、長期療養等により家計が急変し、経済的理由から授業料の納付が困難となった世帯が、安心して学びを継続できるよう、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する授業料の学費軽減事業に対して補助します。</p>	
⑨	<b>被災児童生徒就学支援補助金【再掲】</b>
<p>東日本大震災や大規模災害により被災した県内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等に通う生徒、児童及び幼児の保護者等の経済的な負担軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。</p>	

## (2) 高等教育費の負担軽減

①	<b>修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】</b>
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することができないよう、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	
②	<b>看護師等修学資金の貸付金</b>
県内の看護師等養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。	
③	<b>生活福祉資金の貸付</b>
生活福祉資金は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者のいる世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的とする制度です。生活福祉資金の相談、申し込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会で受けます。	
県は、当該資金の実施機関である県社会福祉協議会に対して、運営に関する事務費等の補助を行います。	

## (3) 医療費等の負担軽減

①	<b>小児医療費助成事業費補助</b>
市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の子どもの医療費の自己負担分を助成します。	
②	<b>若年がん患者在宅療養支援事業</b>
40歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で最後まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅生活に必要な経費の一部を助成し、患者とその家族の負担を軽減します。	

#### (4) 子育てに配慮した住宅施策

①	<b>県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施等【再掲】</b>
<p>県営住宅への入居者募集において、多子・子育て世帯や母子・父子世帯に対して、それぞれ抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。</p> <p>また、子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案し、子育てに適すると考えられる県営住宅の一部を「子育て世帯向け住宅」として提供します。</p>	
②	<b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施【再掲】</b>
<p>障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。</p>	
③	<b>居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業の実施【再掲】</b>
<p>民間賃貸住宅への入居を拒まれる障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得できるよう支援し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。</p>	

## 重点施策2 地域子育て支援、家庭教育支援

### 【個別施策】

- (1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
- (2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- (3) 家庭教育の推進

#### (1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

①	「子ども・子育て支援情報公表システムここdeサーチ」による情報提供
<p>子育て中の方が、ひとつのWebサイトで全国の教育・保育施設等の情報を閲覧できる、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」において、利用者が希望にあった施設や事業を選択できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園や、小規模保育、家庭的保育などの情報を提供します。</p>	
②	こども誰でも通園制度導入に向けた市町村バックアップ
<p>就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」の実施にあたり、県として、保育士を増やす取組の継続や、実施主体である市町村間での情報共有の場を設置するなど、本制度の円滑な実施を支援します。</p>	
③	地域子ども・子育て支援事業への支援
<p>教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」のほか、放課後や長期休暇における児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」等、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して支援を行います。</p>	
④	地域子育て相談機関への支援
<p>妊娠婦や子ども・子育て世帯からの相談を受けた際に、必要に応じて、こども家庭センター等との連携を図りつつ、必要な支援につなげができるように、市町村が地域子育て支援拠点や保育所等で行う地域子育て相談機関へ支援を行います。</p>	

⑤	<b>通園の負担軽減</b>
<p>乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を支援する市町村に対して補助するとともに、保育所等における使用済みおむつの保管用ゴミ箱の購入等の費用を補助することで、子どもを安心して育てることができる体制整備の支援を行います。</p> <p>また、お昼寝用コット（簡易ベッド）、おむつ保管庫などの物品を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助することで、保護者及び保育士双方の負担軽減を図り、手ぶらで子どもを通園させられる保育所等を増やします。</p>	
⑥	<b>私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助</b>
<p>子育て世帯の孤独・孤立を防ぐため、未就学児を持つ保護者やその子どもをはじめとした多様な世代が安心して気軽に集い、交流・相談できる場としての役割を各地域において私立幼稚園等が主体的に担うために必要な費用を補助します。</p>	

## (2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

①	<b>一時預かり事業への支援</b>
<p>日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な子どもを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組を支援します。また、低所得世帯等の利用者負担軽減を行う市町村に補助することで、家庭・養育環境の支援を強化します。</p>	
②	<b>ファミリー・サポート・センター事業への支援</b>
<p>地域の実情に応じ、地域住民の会員制により子どもの預かりの相互援助活動等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	

## (3) 家庭教育の推進

①	<b>家庭教育の推進</b>
<p>市町村における家庭教育支援の取組を促進するため、家庭教育支援を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助するとともに、市町村の家庭教育支援担当者等を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成、中学校新入生の保護者を対象に配付し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスします。</p>	

### 重点施策3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

#### 【個別施策】

##### (1) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

##### (1) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

①	企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備
企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進するために、政労使一体働き方改革フォーラムを開催します。	
②	男性の家事・育児促進事業
男性の家事・育児参画に向けた「職場の理解促進と意識改革」を図り、ジェンダー平等や女性活躍の阻害要因となるジェンダーバイアス（性別役割分担意識）を解消するため、男性従業員等を主なターゲットとして、県内事業所等の職場研修へ講師派遣を行います。	
③	経営層向けダイバーシティ推進セミナー
男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進するため、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施します。	
④	D & I かながわメンバーズ事業
ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、県内企業等のダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していくため、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、啓発講座等により若い世代への働きかけを行います。	
⑤	かながわ版父子手帳「パパノミカタ」の普及促進
子育て初心者の男性の育児参画を応援するため、子育てに関する基礎知識やコミュニケーションのヒントなど、「パパ」になる方の「ミカタ」となる情報を集めたWebサイト「パパノミカタ」の普及促進を図ります。	

⑥	<b>子どもを生み育てながらの就業継続に対する支援</b>
<p>仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。</p>	
⑦	<b>子育て支援に取り組む事業者の認証制度「かながわ子育て応援団」の実施</b>
<p>神奈川県こども目線の施策推進条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育てを両立することができる職場環境の整備を推進します。</p>	
⑧	<b>神奈川県男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析</b>
<p>神奈川県男女共同参画推進条例に基づき企業における男女共同参画の推進状況を把握し、結果を企業に提供するとともに公表し、企業の男女共同参画の促進を図ります。</p>	
⑨	<b>医療機関内の保育所に対する支援</b>
<p>早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者の特性を鑑み、子どもを持つ医師や看護師等が子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、病院等に設置する院内保育所の施設整備及び運営に対して支援することで、離職防止や再就業の促進を図ります。</p>	
⑩	<b>介護職員子育て支援代替職員の配置に対する補助</b>
<p>出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を利用しやすくなるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用を補助することで、仕事と育児の両立を支援します。</p>	

## 重点施策4 ひとり親家庭への支援

### 【個別施策】

- (1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
- (2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

#### (1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

①	<b>ひとり親家庭等の経済的基盤の確保【再掲】</b>
<p>母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、ひとり親への養育費確保支援の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。</p>	
②	<b>ひとり親への養育費確保支援【再掲】</b>
<p>ひとり親の継続的な養育費確保を進め、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るために、養育費に係る債務名義取得や養育費請求調停申立、不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助します。</p>	
③	<b>ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援【再掲】</b>
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするために、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。</p> <p>また、様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。</p>	
④	<b>ひとり親等に対する就業支援【再掲】</b>
<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、それぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得られるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施するとともに、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。</p> <p>さらに、個々のひとり親の事情に応じた自立支援プログラムを策定し、自立に結びつける事業を実施するとともに、就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行います。</p>	

⑤	<b>ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営【再掲】</b>
ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどによる支援に係る総合的な情報提供を行います。	
⑥	<b>生活保護（教育扶助）【再掲】</b>
生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。生活保護費のうち「教育扶助」において、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学に係る費用を支給します。	
⑦	<b>生活保護（生業扶助）【再掲】</b>
生活保護費のうち「生業扶助」において、高等学校などへの就学費として、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などを支給します。	
⑧	<b>ひとり親家庭への放課後児童クラブ利用料支援【再掲】</b>
ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の一部を補助し、経済的な理由によりクラブを利用できないことのないよう支援します。	

## (2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

①	<b>SNSを活用したひとり親家庭相談窓口の設置【再掲】</b>
仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方が、気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	
②	<b>ひとり親家庭等への相談体制と情報提供の充実等【再掲】</b>
母子家庭、父子家庭及び寡婦の様々な悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。	
また、離婚後の生計の安定を図る上で重要な養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行うほか、公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。	